

2025年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 パラマウントベッドホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木村 友彦
(コード番号 : 7817 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 八田 俊之
(TEL 03-3648-1100)

(変更) 2024年 6 月 27 日付「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2024年 6 月 27 日に公表しました「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に変更の必要が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関して、対象となるパラマウントベッドグループ従業員持株会との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更について決議を行ったため、2024年 6 月 27 日公表の内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所は____で示しております。

(変更前)

(新設)

(変更後)

(前略)

3. 本割当契約の概要

(中略)

(7) 譲渡制限の解除条件 (追加)

当社は、譲渡制限期間中に、当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け（以下「本公開買付け」という。）を開始され、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行い、これが維持されている場合、譲渡制限を解除する。

2 前項の場合、当社は本持株会に対し、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う株式の数を伝達するものとし、本持株会は、持株会規約の定めに従い、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された株式に応じた部分について、当該条件を充足した対象従業員の通常持分に振り替えるものとする。

3 本公開買付けが不成立となった場合には、本（7）に基づく譲渡制限の解除は遡って効力を失い、対象従業員が返還を受けた本割当株式については、再び譲渡制限の対象となるものとし、前項に基

づいて振り替えた通常持分は再び譲渡制限付株式持分に振り替えるものとする。

(後略)

3. 変更予定日

2025年10月11日

以上